

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 1 4 3
- 2 案件名 LGWAN 接続サービス（100Mbps）使用に関する延長契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）8月1日 ～ 令和6年（2024年）7月31日
- 5 契約相手方  
住所 東京都港区海岸1-7-1  
社名 ソフトバンク株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
(指定理由)  
今回延長契約の対象とするLGWAN接続ルータは上記事業者から調達を行っているものであり、当該事業者以外は延長契約が不可能であるため。
7. 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：4706

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－7
- 2 案件名 生活保護システム標準化 Fit&Gap 分析作業支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和5年（2023年）10月31日
- 5 契約相手方  
住所： 秋田市南通築地15－32  
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先  
課名： 生活援護課 内線：2598

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－ 8
- 2 案件名 生活保護基準見直しに伴うシステム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和 5 年（2023 年）10 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所： 秋田市南通築地 15－32  
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先  
課名： 生活援護課 内線： 2598

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保委－134
- 2 案件名 宝塚市子ども子育て支援システム標準化対応に係る標準仕様との比較分析業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日～令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪府中央区瓦町 1-4-8  
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該委託は、現在本市が使用している保育業務システムにおける比較分析業務です。  
当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの比較分析については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
7. 問合わせ先  
課名： 保育事業課 内線：2643

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 一斉清掃用ごみ袋

3 案件場所

4 契約期間 契約日 から 令和5年(2023年)10月10日

5 契約相手方

住所：茨木市大字泉原 1214

社名：株式会社いずみ商事

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項6号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

短期間で価格が高騰したことに伴い、予定価格超過で入札不調となったため、仕様を見直し、入札時最安値を提示した上記業者を相手方として契約を締結したものです。

7 問合わせ先

課名：環境政策課

内線：2403

特名随意契約の理由書

1 案件番号 CR-13

2 案件名 1号クレーンバケット補修

3 案件場所 宝塚市 小浜1丁目 地内

4 契約期間 契約日 ~  
令和6年(2024年) 3月31日

5 契約相手方

住所： 大阪府吹田市広芝町5番37号  
社名： 株式会社 福島製作所大阪営業所

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 6号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

当該機器は、汎用機器ではなく。製造より約20年経過しており、部品の調達が困難で、かつ、大部分の部品交換を予定しており、現地での完全な整備が製造メーカーである上記業者以外の者では出来ないため。

7. 問合わせ先

課名：管理課

内線：8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-14
- 2 案件名 焼却棟無停電電源装置制御盤補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所： 神戸市長田区海運町 8 丁目 6 - 1 4  
社名： 株式会社兵庫蓄電池
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
(指定理由)  
本補修は既存の無停電電源装置の整備であり、焼却施設の停止期間中とい  
う限られた時間に確実に整備を実施する必要があることから、既存の装置  
を熟知した上記の業者しかできないため。
7. 問い合わせ先  
課名： 管理課 内線： 87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-17
- 2 案件名 2号炉前壁補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和5年(2023年)8月30日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号  
社名：三菱重工環境「・化学エンジニアリング」株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第6号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本補修については、別契約の点検において、発見された不具合を補修するためのもので、同一業者へ発注することにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利となるため、上記の者へ発注する。
7. 問合わせ先  
課名：管理課 内線：8288



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 1 1
- 2 案件名 農業物価高騰対策支援金事務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)8月1日から令和5年(2023年)11月30日まで
- 5 契約相手方  
住所: 宝塚市大原野字南宮 2-4  
社名: 兵庫六甲農業協同組合 宝塚営農支援センター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由) 農業物価高騰対策支援金は、市内で農業を営む個人、法人または集落営農組織等を対象としており、確定申告書などの決算書類を求めることから、市内農業事情を把握し農業経営に精通している者が求められる。  
上記事業者は、市内に農業に関する事業所を据えており、農業相談や農業資材の販売、確定申告書の補助業務などを行っていることから、上記業務を円滑に行うことのできる唯一の団体である。
- 7 問合わせ先  
課名: 農政課 内線: 2414

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 - 1
- 2 案件名 本会議等インターネット中継放送システム運用管理業務委託（保守）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和6年（2024年）1月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：東京都新宿区市谷八幡町16番  
社名：株式会社会議録研究所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号 該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
上記案件については、議会運営において必須のシステムであり、安定した運用が必要となります。  
当該システムを、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、システム導入事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。  
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
7. 問合わせ先  
課名：議事調査課 内線：2096